

# 「特別な支援を要する児童生徒の受け入れ」について

## 1.基本方針

クアラルンプール日本人学校は、通常学級において、心身の発達に障がいがあり、「特別な支援を要する児童生徒の受け入れ」をしている。しかしながら、本校は在外教育施設における私立学校であり、日本の公立学校と同等の条件整備はできないため、特別な支援を要する児童生徒の全てを受け入れることは困難な状況である。そのため、医療行為が必要な児童生徒や身辺自立に支援が必要な児童生徒については、受け入れていない。また、特別支援学級(小学部のみ)において、年度途中の受け入れはしていない。

心身の発達に障がいがあり、特別な支援を要する児童生徒の年度当初(編入学)については、体験入学を行い、クアラルンプール日本人学校特別支援教育委員会で検討し、学校運営理事会の承認を経て、受け入れの可否を決定する。

以上のことから、本校の実情に合わせて、下記のように一定の規定を設けている。

## 記

## 2.受け入れが可能な条件

- ・身辺自立ができる
- ・身体面、情緒面において常時介助なく過ごすことができる
- ・軽度の知的障がい・発達障がい、教師の指示に素直に応じて学習に取り組んだり、指示に従って集団授業に介助なく参加したりすることができる
- ・本人、及び周囲の安全が確保できる

## 3.受け入れができない条件(例)

- ・車いすや補装具等を使用し、移動に伴う介助者が必要なもの
- ・医療行為や身辺自立に介助者が必要なもの
- ・全盲または強度の弱視で、移動の際に杖や介助者が必要なもの
- ・自傷や他傷があり、他人への安全を保障するために常時介助が必要なもの
- ・こだわりが強く、その行為がやめられず、学習場所に行くために介助者が必要なもの

## 4.特別支援学級(なかよし)の受け入れについて

支援学級でしか学習を受けることができない場合の編入学は認めていない。また、年度途中からの受け入れはしていない。

したがって、上記(2,3)の規定を含め、なかよし学級の受け入れにおいては、下記のようにしている。

- ・前籍校において、支援学級に在籍している
- ・支援学級への入級を希望し、障がいの診断名や医師の診断書、及び発達検査等がある
- ・教師の指示に従い、交流学級が一人で行える
- ・中学部においては支援学級を設置していない

## 5.「通級指導教室」の受け入れについて

大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障がいに応じた特別な指導を実施【主として自立活動】

通級指導教室入室までの流れ

体験入学を経て通常学級での学習において個別の指導が必要な児童・生徒、または、観察、及び支援が必要と学年主任が判断した場合は、学年会を通じて検討した上で、学年主任が「児童・生徒観察要望書」を特別支援コーディネーターに提出する。

※【観察】→【特別支援委員会】→【入室可否の決定】→【保護者の同意・同意書提出】→【入室】

\*観察は原則、「児童・生徒観察要望書」を受け取った翌週から実施する(期間は1週間)

\*観察は、原則、特別支援教育コーディネーター、通級担当教員、支援学級担任が行う

以上

## 特別な支援を要する児童生徒の入学(編入学)に伴う体験入学について

クアラルンプール日本人学校では、通常学級に入学(編入学)を希望するもので、心身の発達に障がいがあり、特別な支援を要する児童生徒の入学(編入学)については、体験入学の実施後に入学(編入学)を許可することがある。

下記「体験入学実施判断基準」に該当する場合は、入学(編入学)面接後に学校で検討し、体験入学実施の有無を決定する。体験入学は、学校運営理事会の承認を経て、保護者の同意のもと実施する。また、学習障がいや発達障がいなど、医師の診断や疑いの所見がある場合、保護者が特別な支援を不要と判断されたとしても、体験入学を行うことがある。

体験入学においては、【特別な支援を要する児童生徒の受け入れ】についての規定】、及び【本校体験入学規定(学校要覧記載)】に準じて実施する。

### 記

#### 1. 体験入学実施判断基準について

- ・入学願書において、「特別な支援を要する」項目に「要」と記載があった場合、また、障がいの診断名や発達検査等の記載があった場合
- ・前籍校において、支援学級に在籍、一部の授業を通級指導教室等、「特別な支援」を受けていた場合
- ・入学(編入学)面接において、普通学級で集団授業を継続して受けることが難しく、また、一部の授業を通級指導教室等で受ける必要があると判断した場合

#### 2. 体験入学の実施について

- ・最長1学期間の体験入学によって正式入学の可否を決定する
- ・体験入学の日時、期間を決定し保護者に通知する
- ・体験入学期間中、担任、及び特別支援コーディネーターは、保護者に対して、適宜、子どもの様子を伝える

#### 3. 正式入学の基準について

- ・身辺自立ができる
- ・身体面、情緒面において常時介助なく過ごすことができる
- ・教師の指示に従って集団授業に介助なく参加することができる
- ・本人、及び周囲の安全が確保できる

※上記の内容を入学判断の基準とする。受け入れが可能と判断した場合は、正式に入学手続きを行うことができる。なお、体験入学期間中、本校での編入学が難しいと判断した場合は体験入学を中止する。

#### 4. なかよし学級【支援学級】での体験入学について

- ・支援学級での活動が中心となる。必要に応じて交流学級での授業にも参加する。

#### 5. その他

- ・幼稚部体験入園も、上記と同様に実施する。その際は、保護者もしくは保育士、または、幼稚園教諭の資格をもつ者が園内で介助することが必要になる。
- ・体験入学期間中であっても、保護者は日本人会ならびにPTAの一員として学校運営に協力する。
- ・幼稚部から小学部、小学部から中学部に入学する際に、体験を経て入学した幼児児童は再面接を行うことがある。

以上